



中華人民共和国組合企業法（1）

(1997年2月23日第八届全国人民代表大会常務委員会第24回會議で採択し、
2006年8月27日第10届全国人民代表大會第23回會議で改正)

西 村 峯 裕
周 喆

目 次

- 第1章 総則
- 第2章 普通組合企業
 - 第1節 組合企業の設立
 - 第2節 組合企業の財産
 - 第3節 組合業務の執行
 - 第4節 組合企業と第三者の関係
 - 第5節 加入及び脱退
 - 第6節 特殊普通組合企業
- 第3章 有限組合企業
- 第4章 組合企業の解散、清算
- 第5章 法的責任
- 第6章 附則

第1章 総則

第1条【主旨】組合企業の行為を規整し、組合企業及び組合員の適法な権利と利益を保護し、社会経済秩序を維持し、社会主義市場経済の発展を促進するため、この法律を制定する。

第2条【定義】①この法律にいう組合企業とは、自然人、法人及びその他の組織がこの法律に基づき設立した普通組合企業と有限組合企業をいう。

②普通組合企業は普通組合員からなり、組合員は組合企業の債務に対して無限連帯責任を負う。この法律に普通組合員の責任について、特別の定めがあるときは、その定めに従う。

③有限組合企業は普通組合員と有限組合員からなり、普通組合員は企業の債務につき無限連帯責任を負い、有限組合員はその出資額を限度に組合企業の債務に対し責任を負う。

第3条【普通組合員欠格】国有独資会社、国有企業、上場会社及び公益事業単位、社会团体は普通組合員となることができない。

第4条【組合取決】組合取決は法に基づき組合員全員が合意して、書面の方式を以て締結する。

第5条【組合企業設立の原則】組合取決の締結、組合企業の設立については、自由意思、平等、公平、信義誠実の原則を遵守しなければならない。

第6条【所得税】組合企業の生産経営所得及びその他の所得については、国家の関係納税規定に基づき、組合員が各々所得税を納付するものとする。

第7条【社会的責任】組合企業及び組合員は法律、行政法規、社会公共道徳、商業道徳を遵守し、社会的責任を負う。

第8条【適法な利益保護】組合企業及び組合員の適法な財産及びその権利と利益は法律の保護を受ける。

第9条【組合企業設立申請】①組合企業の設立を申請するときは、企業登記機関に登記申請書、組合取決書、組合員の身分証明書などの書類を提出しなければならない。

②組合企業の経営範囲に法令で登記する前に許可が必要と定められている項目があるときは、法に基づき、当該営業業務の許可を経て登記申請時に許可証を添付しなければならない。

第10条【営業許可証の交付】①申請者が提出する登記に関する申請書類が全て揃い、且つそれが法の定める法式に符合する場合において、企業登記機関がその場で登記できるときは直ちに登記し、営業許可証を交付

するものとする。

②前項に定める場合を除くほか、企業登記機関は申請を受理してから20日以内に、登記の是非を決定する。登記を許可したときは、営業許可証を交付する。登記を許可しないときは、書面を以て理由を説明して回答する。

第11条【組合企業の成立】 ①組合企業の営業許可証の交付日を以て組合企業の成立日とする。

②組合企業は営業許可証の受領前に組合企業の名義で組合業務に従事してはならない。

第12条【従たる営業所の設立】 組合企業が従たる営業所を設置するとき、その支営業所の所在地の企業登記機関で登記を申請し、営業許可証を受領するものとする。

第13条【変更登記】 組合企業の登記事項に変更を生じたときは、組合業務を執行する組合員はその変更を決定した日又は変更事由が発生した日から15日以内に、登記機関に変更登記を申請しなければならない。

第2章 普通組合企業

第1節 組合企業の設立

第14条【実質的設立要件】 組合企業を設立するときは、以下の各号の要件を具備しなければならない。

- (1) 二人以上の組合員が有り、組合員が完全な民事行為能力を有する自然人であること
- (2) 組合取決書があること
- (3) 組合員が引受け又は現実に履行した出資があること
- (4) 組合企業の名称及び生産経営の場所を有すること
- (5) 法令に定めるその他の要件

第15条【名称】 組合企業の名称には「普通組合」という文字を用いなければならない。

第16条【出資】①組合員は金銭、現物、知的財産権、土地利用権その他の財産権を以て出資し、又は労務を以て出資することができる。

②組合員が原物、知的財産権、土地利用権その他の財産権を以て出資し、金銭の評価が必要なときは、組合員全員で協議して確定することができ、又は組合員が法定評価機関にその評価を委託することもできる。

③組合員が労務を以て出資するときは、その評価方法は組合員全員で協議して確定し、且つ組合取決に明記するものとする。

第17条【出資の履行】①組合員は組合取決に定める出資方法、金額及び納付期限に従い、出資義務を履行しなければならない。

②貨幣でない財産を以て出資する場合において、法令に基づき財産譲渡手続きをする必要があるときは、法に基づきこれを行わなければならない。

第18条【組合取決の必要的記載事項】組合取決には以下の各号の事項を明記しなければならない。

- (1) 組合企業の名称及び主たる営業所の所在地
- (2) 組合の目的及び組合の経営範囲
- (3) 組合員の氏名又は名称及び住所
- (4) 組合員の出資の方法、金額及び納付期限
- (5) 利益の分配、損失の分担方法
- (6) 組合業務の執行
- (7) 加入及び脱退
- (8) 紛争解決の方法
- (9) 組合企業の解散と清算
- (10) 違約責任

第19条【組合取決】①組合取決は組合員全員の署名、捺印によって効力を生ずる。組合員は組合取決に基づき、権利を享受し、義務を履行する。

②組合取決を変更又は補充するときは、組合員全員の同意を得るものと

する。但し組合取決に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③組合取決に約定せず又は明確に約定していない事項は、組合員が協議して決定する。協議が整わないときは、この法律及び其の他の関係法令の規定によって処理する。

第2節 組合企業の財産

第20条【組合企業の財産】組合員の出資した財産、組合企業の名義を以て取得した収益及び法に基づき取得したその他の財産は全て組合企業の財産とする。

第21条【清算前の財産処分】①組合員は組合企業の清算前には、組合企業の財産の分割を請求することはできない。但しこの法律に別段の定めがあるときはこの限りでない。

②組合員が組合企業の清算前に隠秘に組合企業の財産を移転し又は処分したときは、組合企業はこれを以て善意の第三者に対抗することはできない。

第22条【組合企業財産の譲渡】①組合取決に別段の定めのある場合を除いて組合員が組合員以外の者にその組合企業が有する財産の全部又は一部を譲渡するときは、その他の組合員の同意を得なければならない。

②組合員の間で組合企業中の財産の全部又は一部を譲渡するときは、その他の組合員に通知しなければならない。

第23条【優先購入権】組合員が組合員以外の者にその組合企業中に所有する財産を譲渡するときは、その他の組合員は同等の条件の下で優先購入権を有する。但し組合取決に別段の定めがあるときはこの限りでない。

第24条【持分の譲渡】組合員以外の者が法に基づき組合員の組合企業中の財産を譲り受けたときは、組合取決の変更を経て、組合企業の組合員となるものとし、この法律及び変更後の組合取決に基づき権利を享受し、義務を負うものとする。

第25条【持分の質入】組合員はその組合企業中の財産（持分）に質権を

設定するときは、他の組合員全員の同意を得なければならない。他の組合員全員の同意を得なかったときは、その行為は無効とする。これによって善意の第三者に損害を与えたときは、行為者が法に基づき損害賠償責任を負う。

第3節 組合業務の執行

第26条【代表権及び業務執行権】①組合員は組合業務の執行について同等の権利を有する。

②組合取決の定め、又は組合員全員の合意により、一人又は複数の組合員に対外的に組合企業を代表し、組合業務を執行することを委託することができる。

③組合員たる法人が組合業務を執行するときは、その派遣する代表がこれを行う。

第27条【業務執行権を有しない組合員の監督権】①前条第2項により、一人又は複数の組合員が委託を受け組合業務を執行するときは、他の組合員は組合業務を執行しないものとする。

②組合業務を執行しない組合員は業務を執行する組合員の業務執行状況を監督することができる。

第28条【報告義務・資料の閲覧】①一人又は複数の組合員が業務を執行するときは、業務を執行する者は他の組合員に定期的に業務の執行状況並びに組合企業の経営及び財務状況を報告しなければならない。組合業務を執行することにより挙げた収益は組合企業に帰属し、これに伴う費用及び欠損は組合企業が負担する。

②組合員は組合企業の経営状況及び財務状況を把握するため、組合企業の会計帳簿などの財務資料を閲覧することができる。

第29条【業務執行に対する異議・委任の解約】①組合員は各自組合業務を執行することができ、且つ業務を執行する組合員は他の組合員が執行する業務につき異議を述べることができる。異議があったときは、当該業務の執行を暫定的に停止しなければならない。紛争が生じたときは、

次条に基づき解決する。

②委託を受けて組合業務を執行する者が組合取決又は組合員全員の決定に従わずに業務を執行したときは、他の組合員は当該委任契約を解約することができる。

第30条【決議の方法】①組合員が組合企業に関する事項につき決議するときは、組合取決に定めた決議の方法に従う。組合取決に定めず又は明確に定めていないときは、組合員は一人一個の議決権を有し、組合員全員の過半数を以って決するものとする。

②この法律に組合企業の決議の方法につき、別段の定めがあるときは、その定めに従う。

第31条【全員の同意を要する事項】 組合取決に別段の定めがある場合を除くほか、組合企業に関する以下の各号の事項については、組合員全員の同意を経なければならない。

- (1) 組合企業の名称の変更
- (2) 組合企業の経営範囲、主たる営業所の所在地の変更
- (3) 組合企業の不動産の処分
- (4) 組合企業の知的財産権及びその他の財産権の譲渡
- (5) 組合企業の名義を以てする他人に対する担保の提供
- (6) 組合員以外の者の組合企業の経営管理者の招聘

第32条【競業避止義務・自己取引の禁止・損害回避義務】①組合員は無断で本組合企業と競争する業務を自営し又は他人と合作経営してはならない。

②組合取決に別段の定めがありまたは組合員全員の同意がある場合を除くほか、組合員は本組合企業と取引してはならない。

③組合員は本組合企業の利益を損なう活動をしてはならない。

第33条【利益の分配と欠損の分担】①組合企業の利益の分配、欠損の分担は、組合取決の定めに従う。組合取決に定めず又は明確に定めていないときは、組合員が協議して決定する。協議が整わないときは、組合員は現に出資した割合に応じて分配し、分担する。出資の割合が確定でき

ないときは、平等に分配し、分担する。

②組合取決に利益の全部を一部の組合員に分配し、又は一部の組合員が欠損の全部を負担するものと定めることはできない。

第34条【出資の増減】組合員は組合取決の定め又は組合員全員の決定により組合企業に対する出資を増減することができる。

第35条【招聘された経営管理者の責任】①組合企業の経営管理者に招聘された者は組合企業の授権した範囲で職務を行うものとする。

②組合企業の経営管理者に招聘された者は組合企業の授権した範囲を超えて職務を行い、又は職務執行中の故意又は過失によって組合企業に損害を与えたときは、損害賠償責任を負う。

第36条【財務・会計制度】組合企業は法令に従い企業の財務、会計制度を設けなければならない。

第4節 組合企業と第三者の関係

第37条【代表権の制限】組合企業が組合員の組合業務の執行権及び代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗することができない。

第38条【組合企業財産による債務の弁済の優先】組合企業はその債務につき、まずその財産の全部を以て弁済するものとする。

第39条【無限連帯責任】組合企業が期限に債務を弁済できないときは、組合員は無限連帯責任を負う。

第40条【他の組合員への求償】組合員が無限連帯責任を負うことにより、弁済した金額がこの法律第33条第1項に定める分担する欠損の割合を超えたときは、他の組合員に求償することができる。

第41条【相殺禁止・組合員の権利の代位行使の禁止】組合員が組合企業と関係しない債務を負担したときは、関係債権者はその債権を以て組合企業に対する債務と相殺し、又は組合員を代位してその組合企業中の権利を行使することができない。

第42条【持分に対する強制執行】①組合員の個人財産がその組合企業と関係しない債務の弁済に不足しているときは、組合員が組合企業から分

配される利益を以て弁済することができる。債権者は法に基づき、当該組合員が組合企業中に有する持分を以て弁済するよう人民法院に強制執行を申立てることができる。

②人民法院が組合員の持分に強制執行するときは、組合員の全員に通知しなければならない。他の組合員は優先購入権を有する。他の組合員が購入せず、又は当該持分の他人への譲渡に同意しないときは、この法律の第51条の規定に基づき、当該組合員に脱退の清算をさせ、又は当該組合員の相対持分の減殺の清算をすることができる。

第5節 加入及び脱退

第43条【加入】①新組合員が加入するときは、組合取決に別段の定めがある場合を除くほか、組合員全員の同意を経た後、法に基づき書面を以て取決を締結しなければならない。

②組合取決を締結するときは、従来の組合員は新組合員に従来の組合企業の経営及び財務状況を真実に従い告知しなければならない。

第44条【新組合員の義務】①組合に加入する新組合員は従来の組合員と同等の権利を有し、同等の義務を負う。加入取決に別段の定めがあるときは、その定めに従う。

②新組合員は従来の組合企業の債務につき、無限連帯責任を負う。

第45条【脱退事由】①組合取決に組合企業の存続期間を定めている場合において、その存続期間内に、以下の各号の事由の一つが生じたときは、組合員は脱退することができる。

- (1) 組合取決に定める脱退事由の発生
- (2) 組合員全員の同意
- (3) 組合員の継続加入を困難とする事由の発生
- (4) 組合員の組合取決に定める義務の甚だしい違反

第46条【任意脱退】組合取決に組合企業の存続期間を定めていない場合において、組合企業の業務の執行に不利益を与えないときは、組合員は脱退することができる。但し30日前までに他の組合員に通知しなければ

ばならない。

第47条【違法な脱退】 組合員が前二条の規定に反して脱退したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第48条【非任意脱退】 ①組合員は、以下の各号の事由の一つがあるときは、当然に脱退するものとする。

- (1) 組合員たる自然人の死亡、又は法による死亡の宣告
- (2) 個人的な支払能力の喪失
- (3) 組合員たる法人、その他の組織の法による営業許可証の取上げ、閉鎖撤収命令、破産の宣告
- (4) 法律又は組合取決に定めている組合員に必要な資格の喪失
- (5) 組合員の組合企業の持分の全てに対する人民法院の強制執行

②組合員が法に基づき民事行為無能力者、制限民事行為能力者と認定されたときは、他の組合員全員の同意を得て、法により、有限組合員に変更することができる。普通組合企業が有限組合企業に変更できる場合において、他の組合員全員の同意を得られないときは、当該民事行為無能力者又は制限民事行為能力者は脱退するものとする。

③脱退事由が現に生じた日を以て脱退の効力が生ずる日とする。

第49条【除名】 ①組合員に以下の各号の事由の一つがあるときは、他の組合員全員の一致を以て当該組合員の除名を決議することができる。

- (1) 出資義務の不履行
- (2) 故意又は重大な過失によって組合企業に損害を与えたこと
- (3) 組合業務の執行において不公正な行為があったこと
- (4) 組合取決の定める除名事由の発生

②組合員に対する除名決議は書面を以て本人に通知しなければならない。除名された者が通知を受けた日に除名の効力が生じ、脱退する。

③除名された者は除名に異議があるときは、除名の通知を受けた日から30日以内に人民法院に異議の訴えを提起することができる。

第50条【組合員たる地位の相続】 ①組合員が死亡し又は死亡の宣告を受けたときは、当該組合員の組合企業中の持分に対し適法な相続権を有す

る相続人は、組合取決の定めにより、又は組合員全員の同意を経て、相続開始の日から、当該組合企業の組合員たる資格を得ることができる。

②以下の各号の事由の一つがあるときは、組合企業は組合員の相続人にその相続した持分を払戻すものとする。

(1) 相続人が組合員となることを欲しないとき（相続人が組合員の地位を相続しないとき）

(2) 法律又は組合取決に定めている組合員に必要な資格を相続人が取得していないとき

(3) 組合取決に定める組合員になれないその他の事由

③組合員の相続人が民事行為無能力者又は制限民事行為能力者であるときは、組合員全員の同意を得て、法に基づき組合員となることができる。普通組合企業は有限組合企業に変更することができる。他の組合員全員の同意を得られないときは、組合企業は被相続人の持分をその相続人に払戻さなければならない。

第51条【脱退における持分の払戻】 ①組合員が脱退するときは、他の組合員は脱退時の企業の財産状況に基づき、精算し、脱退者の持分額を返還するものとする。脱退者に企業の受けた損害につき賠償責任があるときは、その賠償金額と相殺する。

②脱退時に完遂していない企業業務があるときは、当該業務の完了後に精算を行う。

第52条【持分の払戻方法】 脱退者の持分の払戻方法は組合取決の定め又は組合員全員の決定によって、金銭で払戻し、又は原物を返還することができる。

第53条【脱退者の無限連帯責任】 脱退者は脱退前の原因により生じた組合企業の債務につき、無限連帯責任を負う。

第54条【脱退者の欠損の分担】 組合員が脱退する場合において、組合企業の財産がその債務に足りないときは、脱退者はこの法律の第33条第1項の定めによって、欠損を分担する。

第6節 特殊普通組合企業

第55条【特殊普通組合企業】①専門的な知識及び技能によって有償で顧客に専門サービスを提供する機関は、特殊普通組合企業を設立することができる。

②特殊普通組合企業とは、組合員がこの法律の第57条の定めに基づき責任を負う普通組合企業をいう。

③特殊普通組合企業にはこの節の規定を適用する。この節に定めがないときは、この章の第1節から第5節の規定を準用する。

第56条【特殊普通組合企業の名称】特殊普通組合企業の名称には「特殊普通組合」という文字を明記しなければならない。

第57条【特殊普通組合企業の組合員の責任】①一人又は数人の組合員が業務の執行において故意又は過失によって企業に債務を負わせたときは、無限責任又は無限連帯責任を負うものとする。他の組合員はその組合企業に対する持分を限度に責任を負う。

②組合員は業務の執行において故意又は過失以外の理由で組合企業に負わせた債務及び組合企業の他の債務については、組合員全員が無限連帯責任を負う。

第58条【業務執行組合員の組合企業に対する損害賠償責任】組合員が業務の執行において組合企業に負わせた債務については、組合企業の財産を以て対外的責任を負った後、当該組合員は組合取決の定めに基づき、組合企業に与えた損害を賠償する責任を負う。

第59条【業務執行リスク基金】①特殊普通組合企業は業務執行リスク基金を設立し、職業保険に加入するものとする。

②業務執行リスク基金は組合員が業務活動の執行において生ずる債務の返還に用いる。業務執行リスク基金は単独、独立して管理するものとする。具体的な管理方法については国務院がこれを定める。